

社会福祉法人 砥部町社会福祉協議会会長及び副会長の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人砥部町社会福祉協議会の会長及び副会長の報酬に関して、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 会長及び副会長に報酬を支給する。

- (1) 会長の報酬額は、月額 50,000 円とする。
- (2) 副会長の報酬額は、年額 90,000 円とする。

(支給日)

第3条 会長の報酬の支給日は、一般職員の例による。

- 2 副会長の報酬の支給は、2月中とする。

(支給方法)

第4条 会長及び副会長の報酬は、新たに就任した日の翌月から支給し、任期満了による退職又は死亡等によってその職を失った場合には、失職の日の属する月まで支給する。

- 2 前項の規定による就任又は失職の報酬額は、就任した場合は就任の翌月から月額計算による額とし、失職の場合にはその全額とする。
- 3 退職した者がその月内に再びその職に就任した場合には、引き続き在職しているものとみなし、その月の報酬は、重ねて支給しない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

ただし、24 年 3 月から 24 年 5 月迄の 3 カ月間の会長報酬は、年額 150,000 円を月額計算による支給とする。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人 砥部町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人砥部町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）旅費規程第7条第2項の規定により、協議会定款第18条に規定する役員及び第6条に規定する評議員（以下「役員等」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償の額)

第2条 役員等が次の各号に掲げる会議等に出席した場合は、費用弁償として日当を支給する。

- (1) 理事会
- (2) 業務監査
- (3) 評議員会
- (4) その他会議等

2 日当は、1日につき3,000円とする。但し、監事、役員が監査業務に従事した場合は、1日につき5,000円とする。

(支払方法)

第3条 役員等の費用弁償は、原則としてその都度支給する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年2月1日から施行し、平成20年12月10日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。